

## 常勤理事報酬算出基準細則

### (目的) 第1条

この細則は、財団法人日本自然保護協会寄附行為第25条、並びに平成16年5月31日及び平成18年9月7日の理事会決議に基づき、常勤理事の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬の種類) 第2条

常勤理事の報酬は、年俸とする。

### (年俸の決定方法) 第3条

常勤理事の年俸は、世間水準、職員水準及び委嘱業務内容を考慮し、決定する。

2 当面の間、常勤理事の最高年俸額を1,000万円とし、この範囲内で、経営状況及び当該常勤理事の業務内容・業績等を考慮し、理事長が決定する。

### (報酬の支払方法) 第4条

年俸額の12分の1を、報酬月額として毎月15日に支給する。

2 月の途中において退任または新たに就任した場合は、報酬月額を日割計算により支給する。

### (規程の改廃) 第5条

本細則の改廃は、理事会の承認を経て、理事長がこれを行うものとする。

### (施行期日) 第6条

本細則は、平成18年6月1日より施行する。